

平成29年12月1日

各 位

会 社 名 株式会社ミダック
代 表 者 名 代表取締役社長 矢板橋 一志
(コード番号：6564 名証第二部)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 高田 廣明
電 話 番 号 053-471-9283

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成29年11月17日開催の当社取締役会において決議しました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、平成29年12月1日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

なお、当該払込金額は、後日ブックビルディング方式により決定する予定の発行価格及び引受人より当社に支払われる金額（引受価額）とは異なりますのでご注意ください。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金1,020円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 185,640,000円
- (3) 仮 条 件 1株につき1,200円から1,300円
- (4) 仮条件の決定理由等 仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。
- ① 希少性、収益性が高い最終処分場を保有し運営していることを含め、廃棄物処理一貫体制の充実により、高い競争力を有していること
 - ② 零細企業が多い業界のなかで、コンプライアンス体制が確立されており、他社との差別化が図られていること
 - ③ 多額の設備を保有し、また今後の成長のためにはM&Aや設備投資が必要となり、負債比率が高くなること

以上の評価に加え、類似会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,200円から1,300円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 第三者割当による募集株式発行の件

(オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資)

募集株式の払込金額 1株につき 金1,020円

3. 販売先指定の件（親引け）

当社が、岡三証券株式会社に対し、販売を要請している親引け先の概要については以下のとおりです。

(1) 親引け先の状況等

- | | |
|-----------------|--|
| ① 親引け先の概要 | ミダック従業員持株会
(理事長 砂山 伸治)
浜松市東区有玉南町2163 |
| ② 当社と親引け先との関係 | 当社の従業員持株会であります。 |
| ③ 親引け先の選定理由 | 従業員の福利厚生のためであります。 |
| ④ 親引けしようとする株式の数 | 未定（募集株式のうち、33,200株を上限として、平成29年12月12日（発行価格等決定日）に決定される予定。） |
| ⑤ 株券等の保有方針 | 長期保有の見込みであります。 |
| ⑥ 払込みに要する資金等の状況 | 当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。 |
| ⑦ 親引け先の実態 | 当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。 |

- | | |
|--------------|--|
| (2) 株券等の譲渡制限 | 親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照下さい。 |
|--------------|--|

- | | |
|----------------|--|
| (3) 販売条件に関する事項 | 販売価格は、発行価格等決定日（平成29年12月12日）に決定される予定の募集株式の発行価格と同一となります。 |
|----------------|--|

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割 合 (%)	公募による 募集株式発 行及び引受 人の買取引 受による売 出し後の所 有株式数 (株)	公募による募 集株式発行及 び引受人の買 取引受による 売出し後の株 式総数に対す る所有株式数 の割合 (%)
株式会社フォンスア セットマネジメント	浜松市中区板屋町 2	1,050,000	33.95	1,050,000	32.06
熊谷 勝弘	浜松市東区	736,000	23.80	586,000	17.89
ミダック従業員持株会	浜松市東区有玉南町 2163	211,500	6.84	244,700	7.47
熊谷 裕之	浜松市中区	194,500	6.29	194,500	5.94
高橋 由起子	浜松市中区	190,000	6.14	190,000	5.80
矢板橋 一志	浜松市中区	182,500	5.90	182,500	5.57
名古屋中小企業投資育 成株式会社	名古屋市中村区名駅 南 1 丁目 16-30	75,000	2.42	75,000	2.29
株式会社三菱東京UF J 銀行	東京都千代田区丸の 内 2 丁目 7-1	75,000	2.42	75,000	2.29
株式会社静岡銀行	静岡市葵区呉服町 1 丁目 10	65,000	2.10	65,000	1.98
浜松信用金庫	浜松市中区元城町 114-8	50,000	1.62	50,000	1.53
計	—	2,829,500	91.48	2,712,700	82.83

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年11月17日現在のものではありません。
2. 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年11月17日現在の所有株式数及び株式総数に、公募による募集株式発行、引受人の買取引受による売出し及び親引け (33,200株を上限として算出) を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

ご注意：この文章は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項 該当事項はありません。

ご注意：この文章は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行並びに株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募集株式数	当社普通株式 182,000株
売出株式数	① 引受人の買取引受けによる株式売出し 当社普通株式 150,000株 ② オーバーアロットメントによる株式売出し(※) 当社普通株式 49,800株

(2) 需要の申告期間

平成29年12月5日（火曜日）から
平成29年12月11日（月曜日）まで

(3) 価格決定日

平成29年12月12日（火曜日）
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、
仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間

平成29年12月14日（木曜日）から
平成29年12月19日（火曜日）まで

(5) 払込期日

平成29年12月21日（木曜日）

(6) 株式受渡期日

平成29年12月22日（金曜日）

(※) 上記オーバーアロットメントによる株式売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる株式売出しに伴い、その需要状況を勘案した上で、岡三証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記オーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる株式売出しの対象となる当社普通株式は、岡三証券株式会社が当社株主である熊谷裕之（以下「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連し、当社は平成29年11月17日開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式49,800株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

また、岡三証券株式会社は、平成29年12月22日から平成30年1月17日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数を上限（以下「上限株式数」という。）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

岡三証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当に応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、岡三証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. ロックアップについて

公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受けによる株式売出しに関連して、貸株人である熊谷裕之及び、売出人である熊谷勝弘、当社株主である株式会社フォンスアセットマネジメント、高橋由起子、矢板橋一志、武田康保、加藤恵子、高田廣明、鈴木清彦、井上正弘、鈴木隆、山口晃生、越智雅彦、砂山伸治及び木村清子は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年6月19日までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受けによる株式売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

当社株主である名古屋中小企業投資育成株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社静岡銀行、浜松信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、りそなキャピタル株式会社、日本アジア投資株式会社及び静岡キャピタル5号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年3月21日までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる株式売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う名古屋証券取引所における売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年11月17日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成30年6月19日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

以 上

ご注意：この文章は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。